

本書発行後、表記の間違ひが見つかりました。以下のように訂正し、関係各位にお詫び申し上げます。

■95 頁コラム下から 5 行目

(訂正前) 民法 121 条 3 項

(訂正後) 民法 121 条の 2 第 3 項

■96 頁 4 行目

(訂正前) が無効となる

(訂正後) を取り消すことができる

■96 頁 10 行目

(訂正前) 無効

(訂正後) 取消し

■96 頁 18 行目

(訂正前) この解釈だと相手方は必ずしも無過失でなければならないわけではない。

(訂正後) トル

■143 頁 12 行目

(訂正前) 種類, 品質又は数量

(訂正後) 種類又は品質

■153 頁下から 2 行目

(訂正前) 損失がある旨

(訂正後) 損失が生ずるおそれがある旨

■189 頁下から 8 行目

(訂正前) (建物譲渡特約付借地権) (同法 23 条)

(訂正後) (建物譲渡特約付借地権) (同法 24 条)

■189 頁下から 7-6 行目

(訂正前) 10 年以上 20 年以下とするもの (事業用借地権) (同法 24 条)

(訂正後) 10 年以上 50 年未満とするもの (事業用定期借地権) (同法 23 条)

■192 頁下から 6 行目

(訂正前) 新所有者・もとの賃貸人・賃借人の合意によって

(訂正後) 新所有者・もとの賃貸人の合意によって

■211 頁コラム下から 5 行目

(訂正前) 666 条 1 項

(訂正後) 666 条 2 項, 3 項

■212 頁下から 8 行目から最終行まで

(訂正後) 該当箇所を削除の上で以下に差し替え。

労働者が使用者に使用されて労働し、使用者がこれに対して賃金を支払うこと」を内容とする労働者と使用者との間の契約である (労働契約法 6 条)。そして、「労働者」とは、職業の種類を問わず、使用者により事業に使用される者を意味するので (同法 2 条 1 項、労働基準法 9 条)、ほぼすべてに及ぶ。もっとも、船員や一部の公務員については別の法律が適用されるし、事業の種類によって、一部の条文の適用が排除されることもある。

■219 頁 2 行目

(訂正前) 保険契約者の支払う保険金

(訂正後) 保険者の支払う保険金

■225 頁下から 9 行目・下から 5-4 行目

(訂正前) 民法の規定による責任

(訂正後) 責任

■264 頁 13 行目

(訂正前) ②物上保証人……負担部分を分ける (501 条 3 項 2 号)。

(訂正後) ②物上保証人……負担部分を分ける (501 条 3 項 3 号)。

■290 頁 3 行目

(訂正前) 目的物

(訂正後) 不動産等

■297 頁 3 行目

(訂正前) 民事執行法 123 条 1 項

(訂正後) 民事執行法 123 条 2 項

■368 頁下から 1 行目

(訂正前) 同法第 58 条第 1 項

(訂正後) 同法第 58 条第 1 号

■380 頁下から 9 行目

(訂正前) 指名債権であって金銭の支払を目的とするものに限る

(訂正後) 金銭の支払を目的とするものであって、民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る

■409 頁 9 行目

(訂正前) 167 条 2 項

(訂正後) 166 条 2 項

■423 頁 15 行目

(訂正前) 同法 62 条

(訂正後) 同法 63 条 2 項

■459 頁 1 行目

(訂正前) 建築基準法 6 条 1 項, 5 項

(訂正後) 建築基準法 6 条 1 項, 8 項

■497 頁 10 行目

(訂正前) 500 条

(訂正後) 499 条

■577 頁下から 12 行目

(訂正前) 現状に回復させる義務

(訂正後) 現状に復させる義務

- 585 頁下から 3 行目  
(訂正前) 証拠調べ  
(訂正後) 証拠調べ
  
- 593 頁 表 11-1 右側 16 行目  
(訂正前) 【称する人】  
(訂正後) 【称する氏】
  
- 595 頁 図 11-1 親族樹形図〔傍系〕  
(訂正前) 妹＝配偶者\*  
(訂正後) 妹＝配偶者 (\*を削除)
  
- 613 頁 2 行目  
(訂正前) 民法 754 条以下  
(訂正後) 民法 753 条以下
  
- 614 頁 13 行目  
(訂正前) 786 条  
(訂正後) 768 条
  
- 651 頁コラム 2 行目  
(訂正前) ……わかるじゃないか。  
(訂正後) ……わかるじゃないか。
  
- 655 頁 6-7 行目  
(訂正前) 3 年間は可能ある  
(訂正後) 3 年間は可能である
  
- 693 頁 2 行目  
(訂正前) 866 条 1 項  
(訂正後) 886 条 1 項
  
- 699 頁 16 行目  
(訂正前) 費消  
(訂正後) 消費
  
- 707 頁コラム 9 行目  
(訂正前) 一郎の病室  
(訂正後) A の病室
  
- 709 頁下から 10 行目  
(訂正前) 承認に読み聞かせた  
(訂正後) 証人に読み聞かせた
  
- 714 頁 表 13 - 2 の 3 行目 (①身分上の事項)  
(訂正前) 未成年監督人  
(訂正後) 未成年後見監督人

■714頁 表13-2下から6行目(④遺言に関する事項)  
(訂正前)1016条1項ただし書  
(訂正後)1016条ただし書

※2019年12月17日